

佐賀県人事委員会告示第 1 号

不利益処分についての不服申立てに関する規則(昭和 38 年佐賀県人事委員会規則第 4 号)第 10 条の 2 第 3 項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成 28 年 3 月 29 日

佐賀県人事委員会委員長 大 西 憲 治

1 審査請求人の氏名

別紙のとおり

2 公示事項

昭和 49 年 3 月 19 日付け、昭和 52 年 9 月 29 日付け、昭和 53 年 5 月 29 日付け、昭和 58 年 10 月 14 日付け又は昭和 60 年 7 月 13 日付けで受理した地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 49 条の 2 第 1 項の規定に基づく 1 に掲げる者の審査請求については、不利益処分についての不服申立てに関する規則第 12 条第 1 項の規定に基づき、平成 28 年 3 月 14 日付けで棄却する旨の決定をした。

当該決定書の写は、当委員会において保管しており、いつでもその送付を受けるべき者に交付する。

(別紙)

審査請求人氏名			
古館フミア	田中隆男	森夕工子	松永清太
白水シズエ	宮崎チヨ	立川守	村岡義治
吉谷増藏	佐藤勇夫	石丸満	松永富江
佐藤大空	副島ハル子	牛草進	一番ヶ瀬武
池田千代子	嘉村卯三郎	阿部茂喜	松石典子
北崎スエノ	角文子	小部敏夫	古里智恵子
松尾ミネヨ	吉村伸子	岡ヨシエ	居石エイ子
坂口ヒロ	南里和義	中尾幸一	馬場一義
桐島貞子	上田和人	山口トク	近藤昭臣
古川正	江崎俊子	江永次男	米倉義雄
庄島ミヨ子	朝日一麻	多々良和之	池田満
新郷三重子	矢ヶ部節子	久我稔	南里キヨ子
野中敏子	馬場誠次	江口チヨ子	大曲榮
野崎多美代	中尾俊吾	森孝	山下ナミ
石井一男	吉田マチ子	大勝昭英	小池敏枝
吉田安郎	古賀次夫	内田末男	矢ヶ部雄次
福井正江	大坪ハツヨ	白石冬子	小柳竹生
永田節子	大石八郎	宮崎武	土井富子
山田クミ子	吉村キヨ子	迎ツギノ	池田道代
田中正志	大霜チカエ	内田政光	酒井節子
五郎川忠子	紀伊博道	瀬戸節子	一番ヶ瀬豊
樋口ナミ子	八並光武	鶴崎喜徳郎	